

# 別府市公共建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針

この基本方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、公共建築物等における地域材の利用の促進の意義、公共建築物等における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、別府市が整備する公共建築物等における地域材の利用の目標等を定めるものである。

なお、この基本方針における「地域材」とは、大分県内の森林から産出された原木を製材した木材又は県内の加工業者等から供給された国産材とする。

## 第1 公共建築物等における地域材の利用の促進の意義

地域材の需要を促進することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する自然環境の保全、水源のかん養、木材生産等の多面的な機能の持続的な発揮や山村を始めとする地域の経済の活性化にも資するものである。

次に、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、カーボンニュートラルな特性を有することから、地域材の利用を促進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも貢献することが期待される。

また、公共建築物等に重点を置いて地域材の利用を促進することにより、公共建築物等における地域材の利用の拡大という直接的な効果はもとより、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における地域材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材及び各種製品の原材料としての地域材の利用の拡大といった波及効果が期待できる。

## 第2 公共建築物等における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 地域材の利用を促進すべき公共建築物

地域材の利用を促進すべき「公共建築物」は、法第2条第1項各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

#### (1) 別府市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く一般の利用に供される学校、社会福祉施設、運動施設、社会教育施設、市営住宅、庁舎等の建築物

#### (2) 別府市以外の者が整備する(1)に準ずる建築物

広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資する等公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設、病院・診療所、運動施設、社会教育施設、公共交通機関の旅客施設、高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）等の建築物

### 2 公共建築物等における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物等における地域材の利用の促進に当たっては、建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料としての利用も併せ、以下により促進を図るものとする。

#### (1) 公共建築物の木造化の促進

1の地域材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層のもの（高さ13m以下かつ軒高9m以下で、延床面積3,000㎡以下の建築物）について、木造化（建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。以下同じ。）を促進するも

のとする。

この場合、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

ただし、防災上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は文化財を収蔵し、若しくは展示する施設等、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

#### (2) 公共建築物の内装等の木質化の促進

木造化が困難と判断される公共建築物を含め、内装等の木質化（建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。以下同じ。）を促進する。

#### (3) 建築材料以外の地域材の利用の促進

公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図る。

### 第3 別府市が整備する公共建築物等における地域材の利用の目標

市は、法令の規定等により木材が使用できない場合、構造、耐久性等、技術的に木材の使用が困難である場合その他相当な理由により木材の使用が適当でない場合を除き、以下により地域材の利用の推進を図るものとする。

#### 1 木造化の推進

市は、その整備する公共建築物のうち、第2の2(1)により木造化を促進する公共建築物について、木造化を図るものとする。

#### 2 内装等の木質化の推進

市は、その整備する公共建築物について、市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。

#### 3 建築材料以外の地域材の利用の推進

市は、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を推進するものとする。

### 第4 公共建築物等における地域材の利用の促進のための各課の取組

各課においては、この基本方針を踏まえ、所管に属する公共建築物等に求められる機能、所掌する事務又は事業の性質等を勘案し、別表に掲げる取組を推進するものとする。

### 第5 その他公共建築物等における地域材の利用の促進に関する重要事項

#### 1 公共建築物等の整備においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物等の整備において地域材を利用するに当たっては、一般に流通している地域材を使用する等の設計上の工夫や効率的な地域材の調達等によって、建設コスト等の適正な管理を図ることが重要である。

また、公共建築物等の整備に当たっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

このため、公共建築物等を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コス

トのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや地域材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、地域材の利用に努めるものとする。

また、備品や消耗品についても、購入コストや、地域材の利用の意義及び効果を総合的に判断するものとする。

## **2 公共建築物等における地域材の利用の促進のための体制整備に関する事項**

市は、公共建築物等における地域材の利用の促進を効果的に図っていくため、財政的措置に配慮するものとする。また、第4の公共建築物等における地域材の利用の促進のための各課の取組に関し必要な各課間の連絡調整には、農林水産課が当たるものとする。

附則

この方針は、平成24年11月 1日から適用する。

別表 各課における取組内容

部等	課	具体的取組内容
総務部	財産活用課	庁舎等の内装等の木質化
企画部	政策推進課	財政的措置一般に関すること。
ONSEN ツーリズム部	観光まちづくり課 温泉課 商工課 農林水産課	観光施設・温泉施設・商工施設・林業施設等の木造化及び内装等の木質化並びに地域材利用促進補助事業の広報
生活環境部	人権同和教育啓発課 環境課	人権啓発施設・環境施設等の木造化及び内装等の木質化
福祉保健部	社会福祉課 障害福祉課 児童家庭課 高齢者福祉課 健康づくり推進課	社会福祉施設・障害者福祉施設・児童福祉施設・保健衛生施設等の木造化及び内装等の木質化
建設部	都市政策課 道路河川課 公園緑地課 建築住宅課 下水道課	土木工事における地域材の利用の推進並びに市営住宅・公園施設・下水道施設等の木造化及び内装等の木質化
教育委員会	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 スポーツ健康課	教育施設・体育施設・生涯学習施設等の木造化及び内装等の木質化
各課	共通	木製品導入の推進